

令和3年度 共通仕様書（土木工事編） 改正概要
（令和3年10月1日改正）

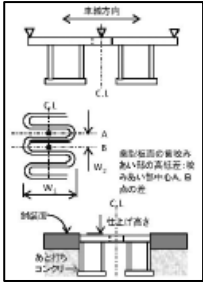
1. 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

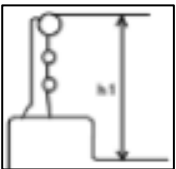
番号	項目	内容	掲載頁
1	第1編 共通編 1-1-2 用語の定義 書面	押印等の見直しに伴う規定の変更 「19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。」 ↓ 「19. 書面とは、 <u>工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。</u> 」	(I)5
2	1-1-33 工事中の安全確保	使用する建設機械について追記 「4. <u>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</u> 」	(I)34
3	1-1-33 工事中の安全確保	掲載位置の変更（架空線等事故防止対策） 「20. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、～(略)～ 監督員へ報告しなければならない。」 ↓ 「6. 受注者は、～(以下、略)～」	(I)34
4	1-1-33 工事中の安全確保	開催方法について詳細追記（定期安全研修・訓練等） 「11. 受注者は、工事着手後、～(略)～ <u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</u> 」	(I)34
5	1-1-39 交通安全管理	掲載位置の変更（施工計画書） 「6. 受注者は、指定された工事用道路の～(略)～」 ↓ 「2. 受注者は、指定された工事用道路の～(略)～」	(I)40

番号	項目	内容	掲載頁
11	1-6-7 アスファルト舗装工	文言の追記(実態を反映) 「(5)受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度及びその変動の範囲について監督員の承諾を得なければならない。」	(I)237
12	1-12-2 材料	有効期限が超えた際の扱いについて追記 「(5)受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。」	(I)298
13	1-17-3 樹木・芝生管理工	改定に伴う追記 「2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省 令和2年1月)によるものとし、～(略)～ 4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、～(以下、略)～」	(I)337 (I)337
14	4-8-9 橋名板工	文言の改正 「1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし～(略)～」	(I)393
	5-13-8 橋名板工	↓ 「1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはステンレス製とし～(略)～ 2. 橋名板を取付けるボルト・ナット等については、盗難対策が図られた仕様とする。」	(I)413
15	4-8-10 橋歴板工	銘板の記載事項の改正	(I)395
	5-13-9 橋歴板工	・設計者として管理技術者氏名、	(I)415
	6-8-6 橋歴板工	・施工者として監理技術者氏名を記載する	(I)428
	7-6-5 歴板工		(I)435
	8-7-5 歴板工	「1. ～(略)～ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。」	(I)442
	1-11-5 銘板工		(I)667
	2-7-5 銘板工		(I)674
	3-10-3 銘板工		(I)684
16	第7編 砂防編 1-8-4 コンクリート堰堤 本体工	【13. 砂防ソイルセメント 新規追加】	(I)662

2. 共通仕様書（土木工事編Ⅱ）

番号	項目	内容	掲載頁
●土木工事施工管理基準及び規格値			
17	土木工事施工管理基準	<p>出来形管理要領の改定</p> <p>土工において、～(略)～、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、～(略)～「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、移「地上動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「土工において、～(略)～、「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）</u>」または「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）</u>」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において～(略)～「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）</u>」または「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）</u>」の規定によるものとする。」</p> <p>※以下、同要領の記載を改定</p>	(Ⅱ)4

番号	項目	内容	掲載頁
●出来形管理基準			
18	3-1-3-8-2 路側防護柵工	摘要を追記 ・「ワイヤーロープ式防護柵にも適用する」	(Ⅱ)48-49
19	3-1-3-24-2 伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	測定箇所を表す挿絵を改定 	(Ⅱ)60-61
20	3-1-6-7-1 アスファルト舗装工(下層路盤)	測定箇所を追記 中規模以上の工事とは、～(略)～、 <u>舗装施工面積が10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</u> 小規模工事とは、～(略)～、 <u>同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>①施工面積で 2,000 m²以上 10,000 m²未満</u> <u>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満</u>	(Ⅱ)78-79
21	3-2-14-6 アンカー工	摘要を追記 ・「鉄筋挿入工にも適用する」 ※法面工の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため	(Ⅱ)196-197
22	3-2-15-3 補強土壁工 (補強土 [テールアルメ] 壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	測定項目の追加 ・控え長さ(補強材の設計長) ※誤解を招く可能性があるため控え長さは、補強材の設計長とする	(Ⅱ)200-201

番号	項目	内容	掲載頁
23	10-3-6-8 橋台躯体工 10-3-7-9 橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式) 10-3-7-9 橋脚躯体工 (ラーメン式)	管理要領を追記 「橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)</u> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)」	(Ⅱ)218-219 (Ⅱ)220-221 (Ⅱ)222-223
24	10-4-8-6 橋梁用防護柵工 10-4-8-7 橋梁用高柵工	測定箇所を表す挿絵を改定  ※ブロックアウト型高柵に測定箇所を見直し	(Ⅱ)228-229
25	6-1-7-4 護岸付属物工	測定基準を追加 ・空欄 ↓ ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	(Ⅱ)246-247
26	7-3-7-4 集排水ボーリング工	摘要の追記 ・「水平方向に関する規格値を設計する場合は、監督員との協議のうえ規格値を設計する。」	(Ⅱ)282-283
番号	項目	内容	掲載頁
●品質管理基準			
26	4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	コンクリート用混和材・化学混和剤 －試験時期・頻度の改正 1回/月以上 ただし、 <u>JIS A 6202 (膨張材)</u> は1回/月以上、 <u>JIS A 6204 (化学混和剤)</u> は1回/6ヶ月以上	(Ⅱ)312-313
27	17 アンカー工	モルタルのフロー値試験－規格値の改正 ・「設計書による」 ↓ ・「 <u>10～18秒 Pロート</u> (<u>グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる</u>)」	(Ⅱ)356-357
28	36 鉄筋挿入工	【新規追加】	(Ⅱ)418-419

番号	項目	内容	掲載頁
●写真管理基準			
26	写真管理基準 (案)	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理に下記を追加</p> <p>・「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)</u>」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	(Ⅱ)426
27	写真管理基準 (案)	<p>4 その他一文言の改定</p> <p>「(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、～(略)～箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案)」を参照のこと。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「(1) 適宜とは、～(略)～箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準 (案) 令和 2 年 3 月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。」</p>	(Ⅱ)427
28	撮影箇所一覧表 (施工状況写真)	<p>図面と不一致の撮影頻度の改定</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)における空中写真測量 (UAV)」による場合は、撮影毎に1回 (写真測量に使用したすべての画像 (ICON フォルダに格納)) [発生時]</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)における地上型レーザースキャナ (TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナ (地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナ (UAVレーザ)、TS (ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)による場合は、計測毎に1回 [発生時]</p>	(Ⅱ)429
29	4 下層路盤 5 上層路盤	<p>現場密度の測定の改正</p> <p>・「各種路盤事に1回」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・「各施工層毎に1回」</p>	(Ⅱ)431

番号	項目	内容	掲載頁
30	1-2-3-2 掘削工	<p>要領の改定</p> <p>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は 1工事に1回〔施工後〕</p> <p>「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）</u>」による場合は1工事に1回〔施工後〕</p> <p>「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）</u>」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。」</p> <p>※以下、同要領の記載を改定</p>	(Ⅱ)438

3. 共通仕様書（土木工事編Ⅲ）

番号	項 目	内 容	掲載頁
31	2. 様式	<p>文言の改定</p> <p>押印不要の欄に○印のある様式については、受注者の押印を不要とする。「印」等の記載がある様式において、押印しない場合は「印」等の記載、押印欄を削除すること。ただし、未削除であっても受理する。</p> <p>なお、文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印しないことを強制するものではない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印の有無を強制するものではない。</p> <p>国土交通省様式の使用欄に○印のある様式については、国土交通省様式での提出も可とする。</p> <p>※各様式の受注者「印」等の記載削除</p>	(Ⅲ)2. 様式見出し